

一 奈良県情報公開条例の一部改正（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>(開示の実施)</p> <p>第十六条 行政文書の開示は、次に掲げる方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>一 閲覧、聴取又は視聽</p> <p>二 別表の中欄に掲げる開示の実施の方法又は奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第五条第一項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）のうち規則で定めるものを使用する方法</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>(法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項第一号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(手数料等)</p> <p>第十八条 開示請求をする者又は第十六条第一項の規定により行政文書の写し（電磁的記録にあつては、別表の中欄に掲げる開示の実施の方法により交付される物を含む。以下同じ。）の交付を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>一 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書一件につき三百円（情報通信技術活用条例第五条第一項の規定により電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示請求をする場合にあつては、二百円）</p> <p>二 開示の実施に係る手数料 開示を受ける</p>	<p>(開示の実施)</p> <p>第十六条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>(法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第十八条 第十六条第一項の規定により行政文書（行政文書を複写した物を含む。）の写し（電磁的記録にあつては、同項の規則で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>行政文書一件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示を受ける場合 無料</p> <p>イ 基本額（第十六条第四項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額。以下同じ。）が前号に定める額に相当する額に達しない場合 無料</p> <p>ウ 基本額が前号に定める額に相当する額を超える場合（第十六条第四項の規定に基づき更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が同号に定める額に相当する額を超える場合を除く。）当該基本額から同号に定める額に相当する額を減じた額</p> <p>2 開示請求者が規則で定める複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によつて行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。</p> <p>3 第一項第一号に規定する手数料は、開示請求をする際に、同項第二号に規定する手数料は、実施機関が指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>4 既納の手数は、還付しない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、</p>	

改正案

現行

この限りでない。

- 5) 開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。
- 6) 実施機関は、開示を受ける者が規則に定める場合に該当すると認めるときは、第一項第一号に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。

別表（第十六条、第十八条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四までの項又は八の項に該当するものを除く。）	ア 複写機により複写したものを（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限り。）の交付	一枚につき、十円
	イ 複写機により複写したものを（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限り。）の交付	一枚につき、五十円
	ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
二 マイクロフィルム	印刷したものを（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限り。）の交付	一枚につき、十円
三 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額

改 正 案		現 行
四 スラ イド（ 九の項 に該当 するも のを除 く。）	印画紙に印画したもの の交付	作成に 要する 費用に 相当す る額
五 録音 テープ （九の 項に該 当する ものを 除く。 ）又は 録音デ ィスク	録音カセットテープに 複写したもの の交付	一卷に つき、 二百五 十円
六 ビデ オテー プ又は ビデオ ディスク	ビデオカセットテープ に複写したもの の交付	一卷に つき、 三百円
七 電磁 的記録 （五の 項、六 の項又 は八の 項に該 当する ものを 除く。 ）	ア 用紙に出力したも の（単色刷りで、A 三判以下の大きさの 用紙に複写したもの に限る。）の交付 イ 用紙に出力したも の（多色刷りで、A 三判以下の大きさの 用紙に複写したもの に限る。）の交付 ウ フレキシブルディ ィスクカートリッジに 複写したもの の交付 エ 光ディスク（日本 産業規格X0606 及びX6281に適 合する直径百二十ミ	一枚に つき、 十円 一枚に つき、 五十円 一枚に つき、 六十円 一枚に つき、 九十円

改 正 案		現 行
<p>八 ム 映画 フィルム</p>	<p>カ アからオまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付</p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>
<p>九 スラ イド及 び録音 テープ (スラ イド及 び当該 スライ ドの内 容に関 する音 声を記</p>	<p>オ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>一枚につき、百十円</p>
<p>九 スラ イド及 び録音 テープ (スラ イド及 び当該 スライ ドの内 容に関 する音 声を記</p>	<p>カ アからオまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付</p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>

改正案	現行			
<table border="1"><tr><td data-bbox="229 197 349 678">録した 録音テ ープを 同時に 視聴す る場合 におけ るもの に限る 。)</td><td data-bbox="349 197 647 678"></td><td data-bbox="647 197 748 678"></td></tr></table>	録した 録音テ ープを 同時に 視聴す る場合 におけ るもの に限る 。)			
録した 録音テ ープを 同時に 視聴す る場合 におけ るもの に限る 。)				